

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書発行サービス 申請図書一覧 <ポータルサイト利用>

適用する基準 2	図書種類	記載事項 1	部数
省エネルギー 対策等級 4 断熱等 性能等級 4	1 省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書 【別記様式1号】	所定の項目を記載 ポータルサイトの「申請情報 対象住宅証明依頼書」に入力をしていただき、「印刷」ボタンを押すと証明依頼書が印刷できます。印刷した依頼書に捺印の上、ポータルサイトにアップして下さい。	 7
	2 設計内容説明書（適用する基準に対応した設計内容説明書）	審査に必要な事項を記載	
	3 仕上表 もしくは 仕様書	省エネ住宅ポイントの基準に適合している仕様を記載	
	4 各階平面図	縮尺、方位、間取り、居室等の寸法、壁位置、開口部の位置及び構造	
	5 二面以上の立面図	縮尺、方位	
	6 断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	
	7 基礎伏図（一部でも基礎断熱施工する場合のみ）	一部でも基礎断熱施工する場合（ユニットバスなど）は、基礎断熱範囲、断熱材種類・厚さを記載。	
	8 各種計算書（必要な場合のみ）	熱損失係数（Q値）及び夏期日射取得係数（μ値）又は外皮平均熱貫流率（UA値）及び冷房期の平均日射率取得率（A値）による計算書等	
	9 各部詳細図（必要な場合のみ）	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法	
	10 その他（必要な場合のみ）	住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認定書、特別評価方法認定書、各種大臣認定書等 3	
	11 委任状（必要な場合のみ）	「省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書」の「依頼者」『代理者』以外の方が、「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書発行サービス 申込書」の「申込担当者」となる場合にのみ必要です	 7
住宅事業建築主基準（トップランナー基準） 又は 一次エネルギー消費量等級 にて証明書を取得する場合は、1～11の図書に加え、以下12の図書も追加で添付が必要となります。			
住宅事業建築主 基準 （トップランナー 基準）	12 評価書等 4 の写し （評価書の結果を活用し、算定用webプログラム出力表もしくは基準達成率算定シートにおける断熱性能区分(A)及び(B)により審査を行う場合のみ） 評価書等を利用する場合（評価書等を取得するための他サービスとの同時申請含む）は、2～10の図書は添付不要となります	『算定用webプログラム出力表』もしくは『基準達成率算定シート』の断熱性能の区分の所定の等級が確認できるもの	
	算定用webプログラム出力表 5 もしくは 基準達成率算定シート	申請住宅の基準達成率	
	仕様書・カタログ等	設備機器等が確認できる仕様書（カタログ等の写しを含む）	
一次エネルギー 消費量等級 等級 4 等級 5	12 一次エネルギー消費量算定用webプログラム出力表 6	申請住宅の一次エネルギー消費量	
	用途別床面積表	用途別の床面積	
	仕様書・カタログ等	設備機器等が確認できる仕様書（カタログ等の写しを含む）	

- (1) 他の図書に明示した場合や、審査に必要なものは記載する必要はありません。具体的には、「3 設計内容説明書」の【設計内容欄】の内容を図書に記載してください。
- (2) 省エネルギー対策等級4、断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4は、木造住宅のみに適用できる基準です。
- (3) その他審査に必要な書類のご提出をお願いする場合がございますのでご協力ください。
- (4) 評価書等とは、ハウスプラスが発行した『設計住宅性能評価書』、『建設住宅性能評価書』、『フラット35S適合証明書（省エネ基準に適合）』、『長期優良住宅技術的審査適合証』、新築に係る『贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書（省エネ基準に適合）』、『すまい給付金に係る『現金取得者向け新築対象住宅証明書（省エネ基準に適合）』の他、所管行政庁が発行する『長期優良住宅認定通知書』等です。また、評価書等を取得するために他サービスの申請申込みを同時に行う場合は添付不要です。
- (5) 『算定用webプログラム出力表』は、<http://ees.ibec.or.jp/>（（財）建築環境・省エネルギー機構ホームページ内 ログイン画面）より入力し、自動算定できます。
- (6) 『一次エネルギー消費量算定用webプログラム出力表』は、<http://www.kenken.go.jp/>（（独）建築研究所ホームページ内 ログイン画面）より入力し、自動算定できます。
- (7) 捺印済みの原本をポータルサイトにアップしてください。（郵送での提出は不要です。）